

業務指示書

ブラジル国北部地域穀物輸送網整備に関する情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年12月24日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年1月5日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません

() 認めます

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなりません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：穀物輸送に関する各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/流通）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：穀物流通に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ブラジル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 輸送インフラ政策/行政制度】

- 1) 類似業務の経験：穀物輸送インフラに関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 内陸水運輸送計画】

- 1) 類似業務の経験：穀物輸送用内陸水運に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ブラジル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年1月9日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
- 航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BRL1 = 46.952 円, US\$1 = 117.58 円, EUR1 = 146.87 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/流通
輸送インフラ政策/行政制度
内陸水運輸送計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.22 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年1月30日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ブラジル国北部地域穀物輸送網整備に関する情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/流通	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 輸送インフラ政策/行政制度	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 内陸水運輸送計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

業務指示書

(別紙)

第2. 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

世界の人口が増加していく一方で、国際的な貿易の枠組みが大きく変わっていく中、食糧自給率の低い我が国において穀物の輸入及びその安定的な輸送路の確保は重要な課題となっている。南米は世界有数の穀物産地であり、中でもブラジルは我が国の穀物輸入における主要な相手国として、その重要性は年々高まりを見せている。我が国の食糧安全保障の観点から、同国からの安定的な穀物輸入の確保は戦略的意義を有する。

そのような中、日本企業は穀物資源の確保、輸送路の整備に対する投資を拡大しており、我が国の主要商社の多くが穀物ビジネスに既に参画、もしくは関心を示している。中でもブラジル北部地域はブラジルの穀物生産地であるにも拘わらず、南部地域と比べると穀物の生産量に対し輸送用インフラの整備が大きく遅れている状況にあることから、同地域の穀物輸出、輸送網の整備に対する関心が集中している。

ブラジル政府は、開発計画「成長加速計画2(PAG2)」において北部地域の穀物輸送インフラ拡充を主要テーマとして掲げており、鉄道輸送網、輸出用港湾、幹線道路の大規模な整備を計画している。2014年8月の安部首相訪伯時のルセフ ブラジル国大統領との首脳会談においても穀物輸送インフラの整備がテーマとして取り上げられ、穀物輸送網の整備に向け日本、ブラジル共同で取り組んでいく旨、表明された。現在その協議プラットフォームとして「穀物輸送日伯合同会議」が設置されている。

JICAは、2009年～2010年までブラジル北部の主要国際港であるイタキ港の拡張計画策定のための協力準備調査「ブラジル国イタキ港拡張計画準備調査」を実施したが、同事業に対して資金協力を実現するためには、同港整備における日本への裨益効果や北部地域の将来的な穀物生産予測に基づく同港及び付帯輸送インフラの更なる需要検証が必要になっている。

かかる背景の下、本調査では将来的な世界及びブラジルにおける穀物生産、消費動向を予測しつつ、ブラジル北部地域の効率的な穀物輸送ルート、及びイタキ港を含む北部地域の穀物輸送インフラの整備による我が国への裨益効果を検証するために必要な情報収集を行うものである。

2. 調査の目的

「穀物輸送日伯合同会議」において、ブラジル政府が整備中あるいは計画中の北部穀物輸送網(3ルート、別紙参照)の提示があり、現在、現地 ODA タスクフォース及び関連する日本企業の間で、我が国として優先的に対応すべきルートの検証が行われている。本調査では上記提案ルート及び「穀物輸送日伯合同会議」の議論を参考にしつつ北部地域の穀物輸送網全般のマーケティ

ング調査を行うことを目的とする。

また、協力準備調査(F/S調査)実施済のイタキ港については、本調査で国際穀物輸送における同港の重要性の確認、イタキ港支援による我が国への裨益等を明らかにした上で適切なタイミングでF/Sレビューを目的とした調査を実施する想定である。

3. 調査対象地域

ブラジル国北部地域の穀物生産、輸送拠点

ここでいう北部地域とはブラジルの地域区分による北部(Amazonas州、Para州、Tocantins州、Rondonia州、Amapa州を調査対象地域として想定)、北東部(Maranhao州及び隣接州の一部を調査対象地域として想定)、中西部(連邦直轄区、Mato Grosso州、Goiás州を調査対象地域として想定)を指す。

4. 相手国実施機関(カウンターパート(C/P)機関)

・連邦政府(農務省、交通省等)

上記連邦政府機関からは本調査の実施係り必要情報の共有、関係州、市政府への調査に係る調整等、便宜供与が行われる予定。

5. 業務の範囲・期間

コンサルタントは、「2. 調査の目的」を達成するために、「6. 業務の内容」に述べる業務を実施し、業務の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書を作成し、先方政府実施機関へ説明・協議をするものとする。

なお、本件業務に想定されている期間は約6ヶ月間である。

6. 業務の内容

(1) 国内調査及び現地調査内容を記したインセプション・レポート(和文・ポルトガル語)を作成し、JICA中南米部に提出・説明する。

(2) 世界の穀物生産、輸送の現状と将来動向、日本企業の動向について以下情報収集を行う。

a 基本情報の収集

文献調査、及び穀物生産、穀物輸送に関連する企業、中央省庁(農林水産省、経済産業省、国土交通省等)へのヒアリング等により、世界の穀物生産、輸出の将来見通し、世界の穀物市場におけるブラジルの位置づけの現状と将来予測、日本への穀物輸出货量予測、穀物国際海上輸送の動向及び将来的予測(パナマ運河拡張工事後の予測等)に関し基本的な情報を収集する。

b 日本企業が実施する個別プロジェクトに関する情報収集

日本企業がブラジルで行っている穀物生産、穀物輸送に関する事業に関し、調査を行い、現状のビジネスの動向、今後の計画等について明らかにする。

- (3) ブラジル北部地域における穀物生産、穀物輸送に関する以下基本情報の収集
- a 穀物生産の現状と今後の生産動向
 - b 産出穀物の国内消費と輸出に関する現状と今後20年の将来予測
 - c 穀物輸送ルート（陸運、鉄道、内陸水運）の現状とブラジル政府及び民間セクターによる今後の整備計画
 - d 穀物輸出港の現状、ブラジル政府及び民間セクターによる今後の整備計画

(4) 穀物輸送網整備に関し陸運、鉄道、内陸水運による穀物輸送に関する以下課題の抽出と分析

- a 穀物輸出用港における港湾施設、港内穀物貯蔵・管理、国際輸送等に関する課題の抽出。
- b 穀物生産量及び各穀物輸出用港で取り扱われる穀物量の今後20年の将来予測に基づく穀物輸出用港の施設規模の検討及び課題分析
- c 将来的な穀物輸送量予測を踏まえた、輸送網（陸運、鉄道、内陸水運）の整備を行う際の検討課題の整理。なお整理に当たっては以下の点に留意すること。

（陸運）

・道路の管理状況が悪いことに起因し、輸送時間の増、生産品ロス等が多く発生していることや、穀物消費地や輸送港へのピーク流入量が過大であるために輸送に多大な時間を要していること等、ハード、ソフト、両方の課題が混在している。本調査においてはハード、ソフト両面から課題の整理を行う。

・穀物生産地から輸出港もしくは消費地への輸送路について、管轄者が連邦政府、州政府、もしくは民営化されている場合等、様々であり連邦政府（交通局）が取りまとめている情報のみでは正確な状況を把握することは困難であると考えている。課題の調査を行う際には、道路の管轄主体への聞き取り調査を行う等、最適な方法を検討する。

（鉄道、内陸水運）

・ブラジル政府から北部穀物輸送網整備検討における優先路(3ルート、別紙参照)には、現時点でJICAが把握しているブラジル政府の調査計画を記載しているため参考のこと。各ブラジル政府が行っている調査については、優先的にその提案内容、課題について確認を行う。

・内陸水運に関し、近年ブラジル北部地域では乾季期間の長期化や河川流域の開発に伴い、水位の低下が問題となっている。特に穀物収穫期、輸送期の水位低下が顕著であるため、将来的な影響を考慮し、課題の整理を行う。

d 将来的な穀物輸送網整備を行う際の、実施主体(官民)の役割分担に関するブラジル政府の方針の調査

e 穀物輸送網整備に係る行政制度、環境制度上の課題分析

- (5) 穀物輸送日伯合同会議での議論を踏まえた今後の穀物輸送網整備構想に関する以下情報の収集
- a 連邦政府及び各州他関係機関の穀物輸送網整備構想や具体的な公示案件
 - b 上記構想、公示案件における課題分析
- (6) 穀物輸送網整備による日本への裨益効果の整理
- a 穀物輸送経費の低減効果と低減に伴う我が国及び日本企業への経済的裨益効果の整理
 - b イタキ港及びイタキ港に接続する穀物輸送網の地勢的、経済的重要性の確認
 - c 穀物生産、消費動向の変化に伴う我が国及び日本企業への裨益効果の検証
 - d イタキ港及びイタキ港に接続する穀物輸送網整備による我が国及び日本企業への直接的裨益効果の検証
- (7) 調査内容をまとめ、ドラフト・ファイナルレポートを作成する。
- (8) (7)で作成したドラフト・ファイナルレポートを活用し、総括・他団員二名の計三名が調査対象となったブラジル政府に対して提言を含めて調査結果の説明を行う。
- (9) すべての調査結果を取りまとめ、ファイナル・レポートを作成し、JICA中南米部へ提出するとともに、報告を行う。

7. 成果品等

業務の各段階で作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(3)を成果品とする。

(1) インセプション・レポート (IG/R)

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
(先方関係者への本件調査の目的説明資料)

提出時期：調査開始時（2014年2月下旬を想定）

部数：和文5部、ポルトガル語10部

(2) ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)

記載事項：現地調査及び国内調査の結果

提出時期：現地調査後1ヶ月以内を目処（2014年6月下旬を想定）

部数：和文5部

第二次現地調査時説明用資料

記載事項：先方関係者への本調査の結果説明資料。DF/Rの要約版。

提出時期：現地調査後1ヶ月以内を目処（2014年6月下旬を想定）。DF/Rと同時に提出。

部数 : 和文5部、ポルトガル語25部

(3) ファイナル・レポート (F/R)

記載事項 : 調査結果の全体成果

提出時期 : 現地調査後1ヶ月以内を目処 (2014年7月下旬を想定)

部数 : 和文10部、和文要約10部、ポルトガル語10部、CD-R5枚

(4) その他の提出物

1) 議事録等

各報告書にかかる同国政府との協議概要を協議議事録 (M/M) に取りまとめ、機構に速やかに提出する。

2) 先方政府への提出文書

同国政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに機構に提出する。

3) その他

上記提出物の他、機構が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

第3. 業務実施上の条件

1 業務の工程

2014年2月上旬より国内作業及び国内調査を開始し、2014年2月下旬より必要な調査項目につき現地調査を行う。帰国後に調査内容をまとめ、総括含めた最大三名のみ再度現地へ赴き、関係機関に調査内容の報告を行う。現地調査と国内調査の情報を統合し分析を加え、2014年7月下旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

2 業務量目途

合計 約18.04 M/M

3 団員構成

本調査には、下記の担当分野の団員を想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合は、プロポーザルにて提案すること。また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- (1) 総括/流通 (2号)
- (2) 輸送インフラ政策/行政制度 (3号)
- (3) 港湾計画
- (4) 内陸水運輸送計画 (3号)
- (5) 陸上輸送計画
- (6) 穀物生産計画/需要予測

4 実施上の留意事項

- ・ 通訳は現地傭人にて対応することとする。
- ・ 環境社会配慮に関する調査に関しては現地傭人にて対応することとする。

5 貸与資料

以下の資料を JICA 中南米部南米課 (TEL:03-5226-2435) にて貸与します。

- (1) ブラジル国イタキ港拡張計画準備調査報告書
- (2) その他本業務を実施する上で必要と認められるブラジル穀物生産、輸送インフラに関する資料等

6 その他

(1) 本業務実施上の留意事項

本プロジェクトの実施にあたっては、JICA と意見交換を十分に行いつつ進めるものと

する。

(2) 業務実施における安全管理について

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、在ブラジル日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

(3) 複数年度契約について

本業務については複数年度にわたる契約を締結するため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても、会計年度毎の精算は必要ない。見積書については年度毎に分けず一括して作成すること。

以 上



Tapajos川水路のFS調査を
実施中で2014年下半年に完
成の予定。コンセッション
モデルは調査段階

選択肢 2

水路に係るFS調査は最終段
階、コンセッションのモデル
づくりは調査段階にある（水
路はP. Velho- Itacatiara-
Barcarena-Santana区間）

選択肢 3

Tocantis-Araguaia水路のFS調
査を実施中、2015下半年に完了の
予定。コンセッションのモデルづく
りは調査段階にある。

国道BR158はMT区間は先住民回FUNAIの制約
に対応している部分以外は二車線舗装、PA区間も
概ね舗装済。鉄道は南北鉄道からItaquai港へ向か
うものと国道BR158に並走するオプションあり。
後者はインフラ整備のFS入札公示過程にあり。



PA
国道163はMT
は二車線舗装、
PAでは舗装の
最終段階。
Mirititubaまで
の約180Kmを
残すのみ

鉄道インフラEF170(Cuiaba-Santarem)
におけるSinop/MT-Miritituba/PA間
990Km FS調査入札の段階にあり

選択肢 1

Sapezal/MTからP. Velho/RO
間950Km EF354鉄道・入札
2014年の予定

RO
国道BR364(MT州境から
P. Velho)港まで715Km
の二車線舗装道。